

### 第3回坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

日時：令和5年10月12日（木）

午後3時30分から午後4時30分まで

場所：坂出市役所2階 大会議室

#### 1 開会

事務局：

ただいまより第3回坂出市高齢者福祉計画等策定協議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

これより議事に移りたいと思います。お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。

(配布資料説明)

これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

#### 2 議事

(1) 「坂出市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の進捗に関する質問・意見について

会長：

皆さん、こんにちは。会議が円滑に進行されますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

「(1) 介護サービス事業者ヒアリング調査結果報告について」事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：

(資料1 「「介護サービス事業者ヒアリング調査結果報告について」説明)

会長：

ありがとうございました。何か質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

委員：

4ページの利用状況のことなんですけど、待機者数が少しずつ減ってきて良かったと思いますが、3番の介護老人福祉施設だと550人とか、かなりの待機者数があります。それに対しては市としてはどのように対策を考えられているのでしょうか。

事務局：

この待機者数なんですけれども、事業者の施設で名簿を作って登録されている方の総数になります。5か所複数の事業者の名簿に登録していると、その人1人で5人という延べになってしまうというところがあります。

また、人によってすぐに入所しないといけない方と、今後のためを思って施設へ登録されている方もいらっしゃるので、一概に全ての方が必要という状況ではないと思います。特に介護老人

福祉施設の場合、要介護3以上が要件になってくるので、登録自体は恐らく、法人の方で要介護3でなくても登録だけはされていると思います。この数が実数というわけではないとご理解いただけたらと思います。

会 長：

対象の事業者はどのような基準ですか。全事業者と解釈したらいいのでしょうか。

事務局：

介護サービスを法人として持たれている事業者全てにお送りしています。前回からなくなったところもありますし、始めたところは追加して登録しています。

会 長：

全ての事業者、坂出に関わっている事業者全てということですね。  
他にご質問等ありますでしょうか。

委 員：

私も施設の経営をしているという立場から、大変興味深く聞かせていただきました。うちは介護保険施設ではございませんので、ジャンルが違うんですけども、どこも人手不足は当たり前のようにあります。給料とか条件とか福利厚生関係で、少ない職員の引っ張り合い、抜き合いが起こっているのが実情です。

ですので、そうした中で医療施設、介護、精神福祉関係の医療拡大をしていく中で、人材が非常にタイトになってきており、13 ページで能力や実績に照らしてという部分があるんですけども、外国人労働者に対する賃金、手当てや、離職にならないような対策については、今回は対象にはしていないのでしょうか。

事務局：

ヒアリングで、そういう質問をしていないかという意味合いでしょうか。今回外国人に関して質問したのは問 14、15、16、17 です。16 ページで言うと、問 17 の雇用する上での課題については、日本語の教育、職員とのコミュニケーションというところが問題にはなっています。今言われているのは3つ目の雇用にかかる費用負担の関係かと思いますが、この部分を掘り下げることがしていないので、今分かる部分については、この質問までになります。

委 員：

同業者の集まりで、外国人労働者の話も出ますが、円安の関係で他国との就業者の行き先でのライバル関係が出てきているそうです。非常に厳しい戦いを日本側がされているということですが、外国人労働者をこれから入れていかないと、経営が成り立たないところがいっぱい出てきます。そういった掘り下げがあれば、さらに具体的な解決に導けるような方策が立てられるんじゃないかなという気がいたします。

会 長：

ありがとうございます。10月1日から、香川県の最低賃金が918円に上がりました。30円ずつ上がってっていますが、海外と比べると、かなりの格差があるんだろうと思います。

(2) 介護サービス給付費の分析と今後の考えについて

会 長：

続きまして、「(2) 介護サービス給付費の分析と今後の考えについて」事務局からご説明いただければと思います。

事務局：

(資料2「介護(予防)サービス給付費の分析と今後の考えについて」説明)

会 長：

何かご質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

簡単に坂出市の特徴といたら、どういうところが言えるのでしょうか。

事務局：

要支援の方が多くて、在宅からリハビリとかデイサービスを利用する方が多いと思います。

会 長：

他の市町と比べて違うのでしょうか。

事務局：

元気な方も多いのかなとは思いますが。

会 長：

サービスを無理やり増やすのでもなく、無理やり制限するのでもなく、本当に必要としている人に本当に必要なサービスを提供するのが一番大事なことだと思います。

委 員：

この資料は市外の通所介護とか訪問介護を利用した場合は含まれないでしょうか。

事務局：

入ってないです。

委 員：

私の近所の方は、綾川町の通所介護にかかっています。居宅は坂出で、利用するのは市外です。

事務局：

これは坂出市の給付費になりますので、坂出市の保険者の分の数字になります。この数字自体は坂出市の被保険者の方が使ったサービスの給付費になるので、もし坂出の方が市外の通所サービスを使っても、その方の給付費は坂出市が出すようになります。

委員：

分かりました。ありがとうございます。逆パターンもありますよね。

事務局：

坂出の事業者を使っているけど、他市の方だったら、他市の給付費に含まれているという形です。

委員：

24 ページの介護療養型医療施設、介護医療院について、この2つはどういう違いがありますか。坂出市には介護医療院はないんですか。

事務局：

現状坂出市には介護医療院がありません。資料1の8ページで取り組み意向があるというところがありますが、現状はありません。ここでの推計は、今はないという前提です。他市では元々介護療養型医療施設があるところが、介護医療院に来年度3月までには全部移行してしまわないといけなくなってきます。そこに移行した場合、坂出市の方が入所した場合は、坂出市の住所地特例になるので、そこに住所を移しても、坂出市の給付費にサービス費として上がってきます。

委員：

市内に介護医療院が設置される見込みはあるのでしょうか。

会長：

今のところヒアリングをしていないので、お答えしづらいんですが、基本的に介護医療院というのは病院がするという前提です。介護施設ではあるんですけど、転換する前の介護療養型医療施設も元は病院です。そこが介護サービスとして入所している方に医療を提供しながら、生活するというサービスを提供する形になります。それが介護医療院という形に絶対しないとイケないということで法律が変わって、介護医療院と、そのまま病院の病床としてとどまるかという選択をしないとイケなくなっています。

委員：

一般的には、今の施設は重度になったら、その施設を出て、病院で治療しなさいと転院させられます。介護医療病院は病院機能を持った病院になるんでしょうか。坂出市内にはないということですね。

事務局：

意向が今のところはあるという話なので、ヒアリングをしてみないとなんとも分からないですが、元々介護療養型医療施設で残っている病院はないので、介護医療院となる施設というのは今はないです。

委員：

今の話は、DX事業と関係があるのですか。

会長：

日本国民の一般的な方にアンケートを取ると、病院で亡くなりたいというよりは、在宅で亡くなりたいという方が多い。そういう背景も踏まえて、病院としては急性期機能、特化したものはもちろん残るんですけど、在宅へというのが大きな流れになっています。それに則って、こういう制度が整ってきたということだと思います。

委員：

単純な質問ですが、小規模多機能居宅介護は看護小規模も入っているのですか。

事務局：

はい。看護小規模も含んだ数字です。看護小規模多機能は20ページに別にあります。17ページが小規模多機能で、この資料では分けています。

会長：

こういった流れを推計しながら、介護保険料を算出していくということになります。無理に強引にというわけではなくて、現状を踏まえてアンケート、ヒアリングがありましたし、こういう推計を元にして、今後3年間、また長期的にはどうなるであろうかという数字を見つつ計算をしていくという作業に入っていくんだろうと思います。

事務局：

この資料で令和5年度の見込みを入れさせていただいておりますが、会長から言われた見込みに関しては、国が全国共通で見える化システムというオンラインでシステムを作っております。3年度、4年度の実績、5年度の見込みを入れると、6年度以降の人口等の自然増の数字が自動で計算されるようになっていきます。そこで現状と離れていないかということを確認して、その数値の見込みを入れることで、保険料も自動で計算するようなシステムです。

会長：

突出して高くなったり安くなったりということは、あまりないということですね。結局その現状を踏まえて、全国公平に算出していくということですね。

事務局：

そうです。実績と見込みで計算していくという形になるので、人口が急に増えるということ

は、まず推計されていないですし、給付費も今までの実績で計算していくという形になるので、大きく上がったり下がったりということはないと思います。全国共通でそのシステムを使って計算していくという実情になっています。

(3) 坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画」の体系・骨子の検討について

委員：

続きまして、「(3)「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画」の体系・骨子の検討について」事務局からご説明いただければと思います。

事務局：

(資料3「「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画」の体系・骨子の検討」説明)

会長：

ありがとうございました。国の施策を反映して、重層的支援基盤の整備、介護サービスの基盤整備が新たに加わったということかと思います。具体的な取り組みは、次回か次々回だと思えますが、委員の皆様方、何かご意見、質問等ありますでしょうか。

それではないようですので、その他について事務局から何かご連絡等ありますでしょうか。

事務局：

貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。それでは事務局からのお知らせです。次回、第4回策定協議会は11月16日(木)開催で予定しております。開催案内につきましては、改めて文書にてご連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 4 閉会

会長：

ありがとうございました。本日の会議は以上で終わりにしたいと思います。お忙しい中、ありがとうございました。